資料３

福祉のまちづくりについて

～新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の改正について～

新潟県障害者計画の概要

【基本理念】 **障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会**
【基本方針】 ○障害を理由とする差別の禁止 ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ○障害特性等に配慮したきめ細かい支援

構 成

第１編　総論
- （１）はじめに（策定の背景と趣旨、性格・位置付け、期間、基本的な考え方、推進体制、障害保健福祉圏域）
- （２）障害者の現状（身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者）
- （３）障害の主な特性と必要な配慮
- （４）障害者に関するマーク

第２編　各論

① 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進、虐待の防止

〈指標〉
○この１年間に、障害を理由に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある障害者の割合
：5%→12.6%

② 安全・安心な生活環境の整備
- ・住宅の確保
- ・移動しやすい環境の整備　等

〈指標〉
○福祉のまちづくり条例整備基準適合率
19.3%→増加
○グループホームの利用者数
2,697人→増加

③ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ・情報通信における情報ア
- ・情

〈指標〉
○手話
○盲ろ
件数
1,844件→増加

④ 防災、防犯等の推進
- ・防災対策の推進
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止

→30市町村・100%

⑤ 行政等における配慮の充実
- ・司法手続き等における配慮

⑥ 保健・医療の推進
- ・精神保健・医療の適切な提供等
- ・保健・医療の充実等
- ・保健・医療を支える人材の育成・確保　等

〈指標〉
○精神病床における入院後１年時点の退院率
89.2% → 増加

⑦ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ・地域移行支援・在宅サービス等の充実
- ・障害のあることもに対する支援の充実　等

〈指標〉
○福祉施設入所者の地域生活移行者数
65人→増加
○医療的ケア児等コーディネーターの配置人数
19市町村、46人→増加

⑧ 教育の振興
- ・インクルーシブ教育システムの推進
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における障害学生支援の推進
- ・生涯を通じた多様な学習活動の充実

〈指標〉
○小中学校における通級指導教室の教室数
：85教室→増加

⑨ 雇用・就業、経済的自立の支援
- ・総合的な就労支援
- ・経済的自立の支援
- ・障害者雇用の促進　等

〈指標〉
○民間企業の障害者実雇用率
2.38%→法定雇用率
○就労継続支援B型事業所の平均工賃月額
20,715円→増加

⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ・文化芸術活動等の充実に向けた社会環境の整備
- ・スポーツに親しめる環境の整備等の推進

〈指標〉
○新潟県障害者芸術文化祭参加者数　394人→500人
○障害のある人とない人がともに参加しているスポーツ教室・イベント等がある市町村数
23市町村→30市町村

2

第３編　計画の進行管理（指標等について記載）　第４編　参考資料（用語解説）

＜施策＞
新潟県福祉のまちづくり条例の趣旨・目的の一層の周知を図る
整備基準適合施設に対する適合証の交付
新潟県福祉のまちづくり施策推進会議における推進方策の協議

1　新潟県福祉のまちづくり条例の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）

趣　旨

高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、本法律に基づき、**ハード・ソフト施策の充実**や、高齢者・障害者等を含む全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指す。

建築物に対する規制

- 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、建築物の出入口や廊下、トイレ、駐車場等の**ハード整備に関する基準を規定。**
- 多数の者が利用する施設（特定建築物）について、基準適合への努力を義務づけ。
- 上記のうち、特にバリアフリー化の必要性が高い建築物（特別特定建築物）で一定規模以上のものに対して、**基準への適合を義務づけ**等。

新潟県福祉のまちづくり条例（以下「県条例」という）

概　要

- 多数の者が利用する施設（特定建築物）について、基準適合への努力を義務づけ。
- ソフト対応（人的支援）による代替措置基準などの**県独自基準を設定**。
- 一定規模の特定建築物に対し、**事前協議を義務づけ、**バリアフリー化に関する**指導・助言**を実施。
- 基準に適合する施設に対し、適合証を交付。

1　新潟県福祉のまちづくり条例の概要

規制の対象となる建築物（イメージ図）

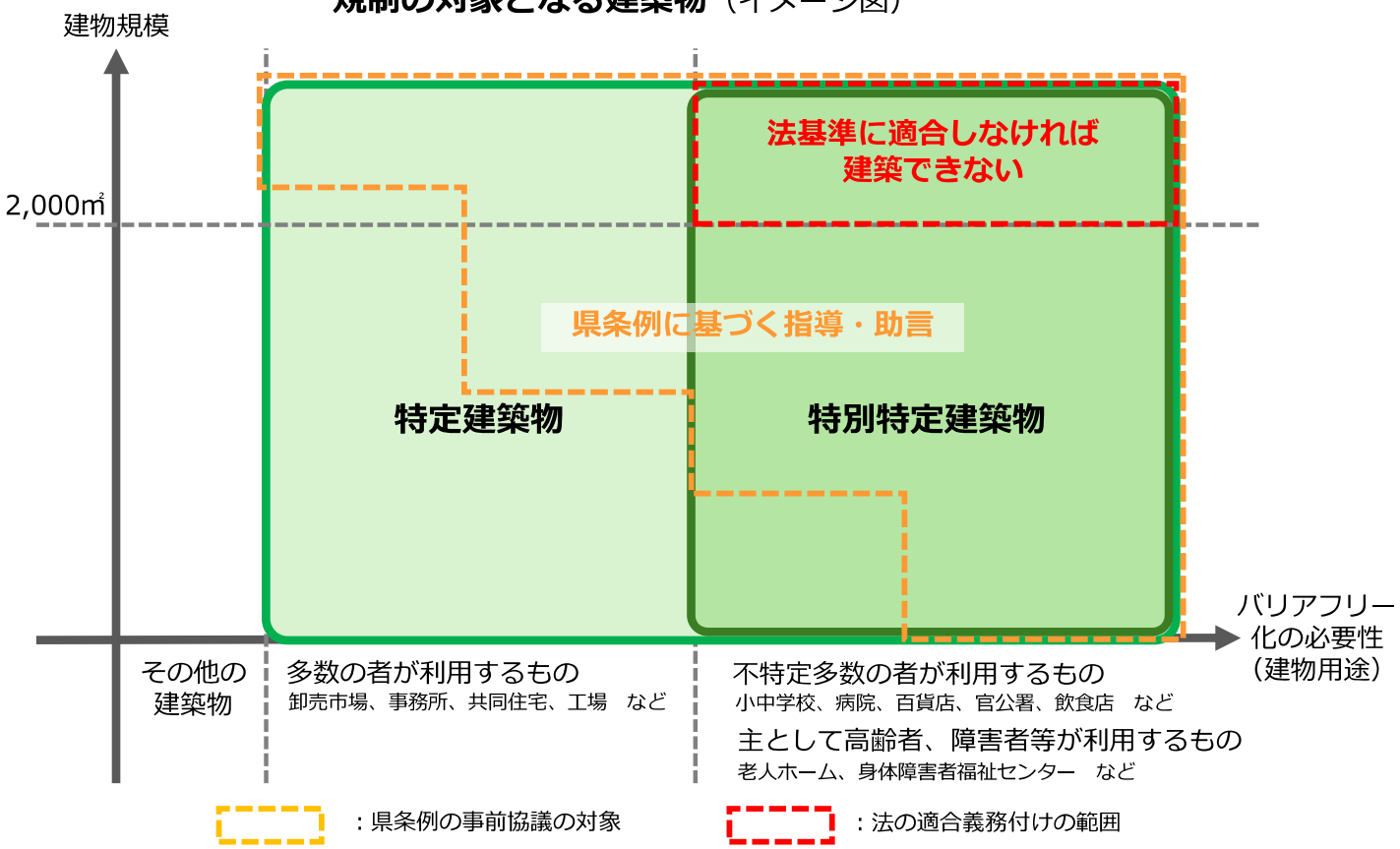

主なハード整備の項目

政令等において、障害者等の移動における安全性の確保や、施設の利用における利便性の確保に必要な整備基準を定めている

〔整備基準の具体例〕

廊下	幅120㎝以上
	滑りにくい仕上げ
	階段周辺に注意喚起用床材
階段	滑りにくい仕上げ
	段を容易に識別可能
	両側に手すり設置
便所	腰掛便座・手すり等を適切に設置
	十分な空間の確保
	出入り口幅　80㎝以上
	オストメイトを設置
障害者用駐車場	1以上　設置
	幅350㎝以上
	出入口の近くに設置

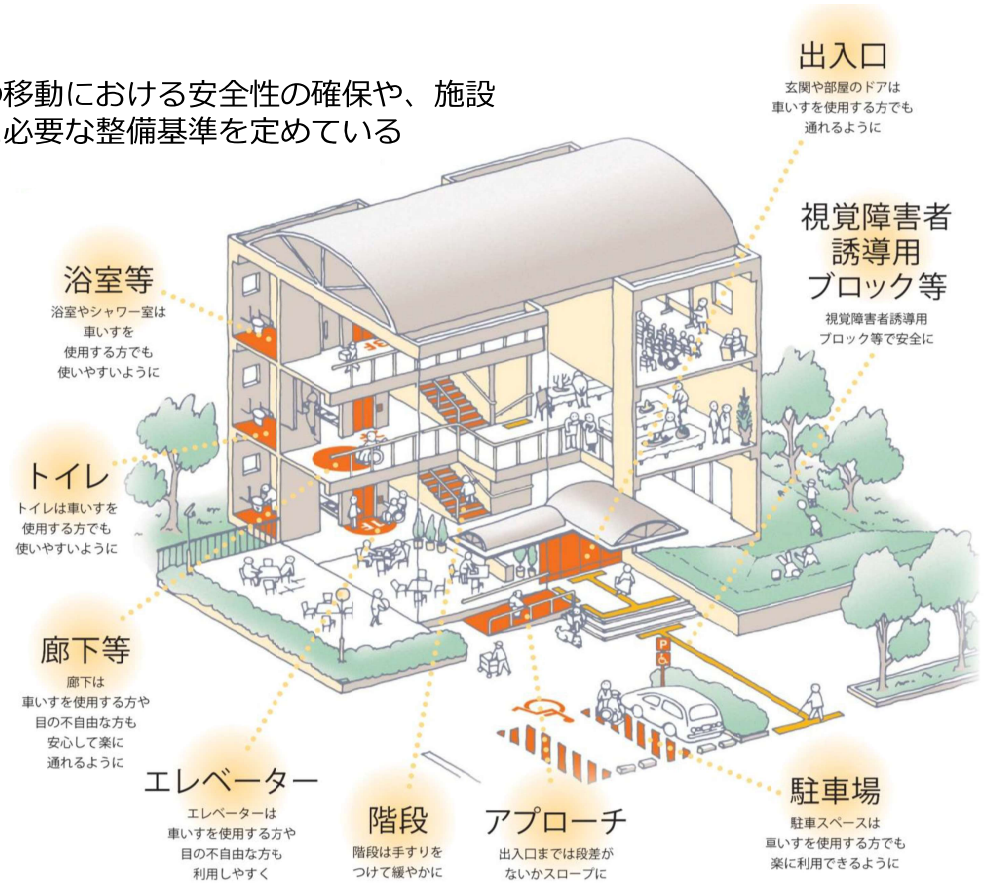

人的支援による代替措置基準

障害者差別解消法の施行を踏まえ、**ハード整備だけでなく、ソフト面と両面からの取組みを推進**するため、平成28年度に人的支援による代替措置基準を策定

小規模な施設※で、空間や敷地の制約により整備基準に適合させることが困難な場合は、**一定の条件のもと、人的に支援することで障害者等の利用が可能となる整備基準について適合とみなす**

※　ハード整備が不可欠な施設（病院、駅舎、官公署、学校等）及び人的支援が見込めない施設（自動車車庫、公衆便所、共同住宅等）は対象外

〔人的支援に代替できるハード整備基準〕

整備項目	整備基準
主たる利用経路	階段等を設けない
階段	両側に手すり設置
傾斜路	幅120㎝以上
	勾配1/12 以下
便所	十分な空間の確保
エレベーター	かごの奥行　135㎝以上

整備項目	整備基準
標識	標識の設置
案内板等	案内板等の設置
視覚障害者利用経路	誘導用床材等又は音声誘導装置
受付ｶｳﾝﾀｰ	車いす対応カウンターの設置
公衆電話台	車いす使用者に配慮

1　新潟県福祉のまちづくり条例の概要

代替措置基準の例

整備項目	人的支援を代替措置とする場合	代替措置基準
視覚障害者利用経路	敷地の状況又は建築物の構造上、誘導用床材等を設けることが困難な場合	次のいずれかに該当し、かつ、建築物を管理する者等の介助等により、視覚障害者が移動することが可能であること。 (1) 道等から建築物を管理する者等と通話することができる機能を有する設備まで容易に到達することができる場合 (2) 道等から建築物の主たる利用経路を構成する出入口までの経路を、建築物を管理する者等が常時勤務する受付等から容易に視認することができる場合

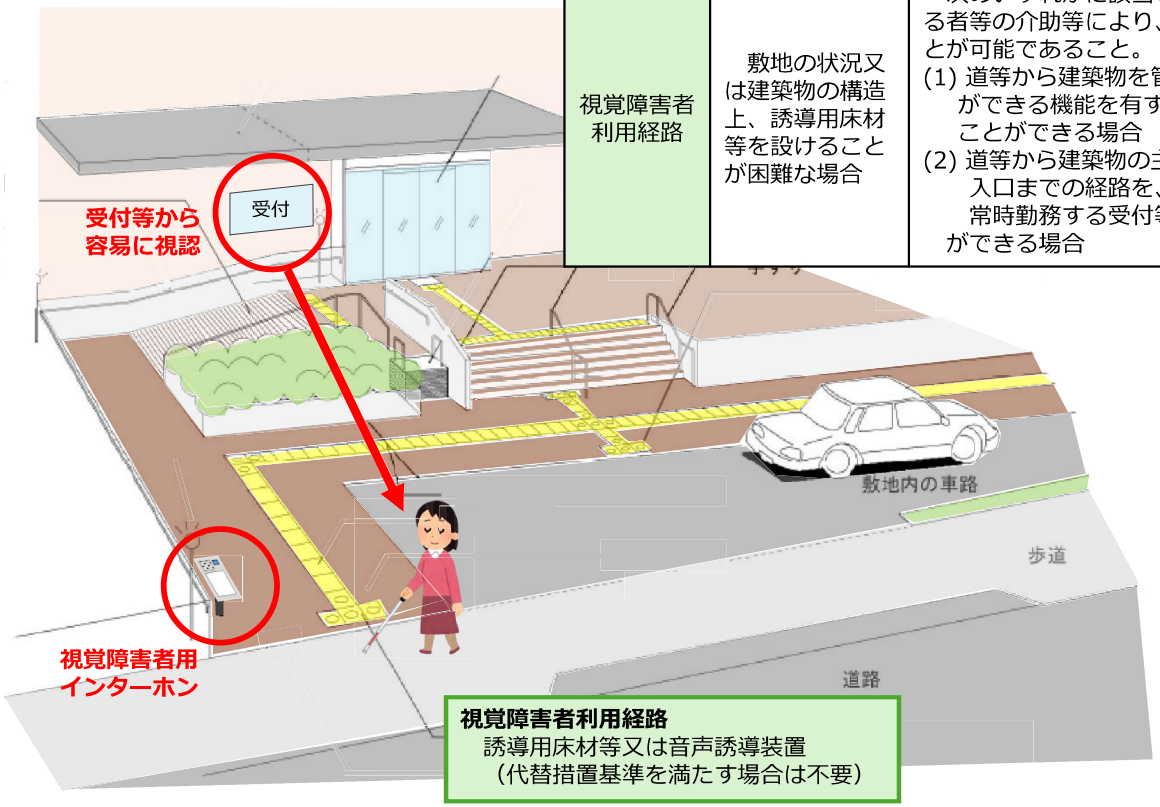

2　県条例施行規則改正案の概要

法令等の改正を踏まえ、県条例施行規則の見直しを検討

	バリアフリー法施行令改正に伴う改正	障害者差別解消法改正に伴う改正	国の方針等に伴う改正
改正理由	令和7年6月1日に改正バリアフリー法施行令（以下「政令」という。）が施行。 政令の改正内容は「トイレ」、「駐車場」、「劇場等の客席」のバリアフリー基準の見直したことを踏まえ、県条例の施行規則を改正するもの。	令和６年４月１日に改正障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法令」という。）が施行され、事業者に対して「合理的配慮の提供」を義務付けられたことを踏まえ、県条例の施行規則を改正するもの。	令和2年度に国土交通省が設置した検討会※において、『「多目的トイレ」等の名称ではなく、設置された設備や機能が必要な人が対象であることが伝わる情報提供、表記等とすることが必要』との報告が、国において、障害者等用便房の略称を「バリアフリートイレ」に統一。
改正方針	政令改正により、県条例の「トイレ」、「駐車場」、「劇場等の客席」に関する整備基準が政令の基準を下回ることから、**政令の基準と同等となるよう県条例の施行規則を改正**する。	法令改正により、すべての施設において「合理的配慮の提供」が見込まれる。 このことから、**県条例の施行規則を改正し、人的支援による代替措置の対象施設を拡充**する。	国の方針等に合わせて、県条例の施行規則の改正に合わせて**「多目的トイレ」を「バリアフリートイレ」に改める。**

※　共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会

2　県条例施行規則改正案の概要

障害者差別解消法改正に伴う改正

法令の見直し

行政庁に義務付けていた「合理的配慮の提供」について、事業者に対しても義務付け。

改正前

行政機関等　：　「合理的配慮の提供」の**義務**
事　業　者　：　「合理的配慮の提供」の**努力義務**

改正後

行政機関等　：　「合理的配慮の提供」の**義務**
事　業　者　：　「合理的配慮の提供」の**義務**

- **合理的配慮の提供**
  行政機関等と事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること

県条例規則の整備基準の見直し

現在、小規模な施設に認めている人的支援による代替措置基準について、対象施設の規模を引き上げる。

現　行

- **500㎡以下**の施設
  （ハード整備が不可欠な施設及び人的支援が見込めない施設を除く）
- 一定の条件のもと、人的に支援することで障害者等の利用が可能となること

改正案

- **2,000㎡未満※**の施設
  （ハード整備が不可欠な施設及び人的支援が見込めない施設を除く）
- 一定の条件のもと、人的に支援することで障害者等の利用が可能となること

※　バリアフリー法において2,000㎡以上の特別特定建築物に対して、ハード整備を義務付け

改正の方向性について、令和７年度新潟県福祉のまちづくり施策推進会議において、委員の同意済

課　題

代替支援措置の対象施設の規模を引き上げるにあたって、**人的支援の実行性を確保する取組みが必要**。

（令和７年度新潟県福祉のまちづくり施策推進会議）

3　課題への対応

アンケート調査の実施

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の改正について、福祉関係団体、事業者団体及び行政庁を対象としたアンケート調査を実施（令和８年６月）

【調査対象】

福祉関係団体（５）	社会福祉法人 新潟県身体障害者団体連合会
	一般社団法人 新潟県手をつなぐ育成会
	特定非営利活動法人 しば草会
	一般社団法人 新潟県医師会
	社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
事業者団体（５）	一般社団法人 新潟県建築士事務所協会
	一般社団法人 新潟県建設業協会
	一般社団法人 新潟県商工会議所連合会
	公益社団法人 新潟県バス協会
	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社
行政庁（37）	市町村
	県地域振興局

3　課題への対応

アンケート結果

人的支援の実行性の確保に向けた方策について、アンケートで伺ったところ、いずれの団体においても、「施設管理者等への法律及び条例の趣旨等の一層の周知」が最も多かった

問　代替措置基準を活用する施設における、人的支援の実行性の確保に向けて、効果があると思われる方策をチェックし、理由・ご意見を記入してください。

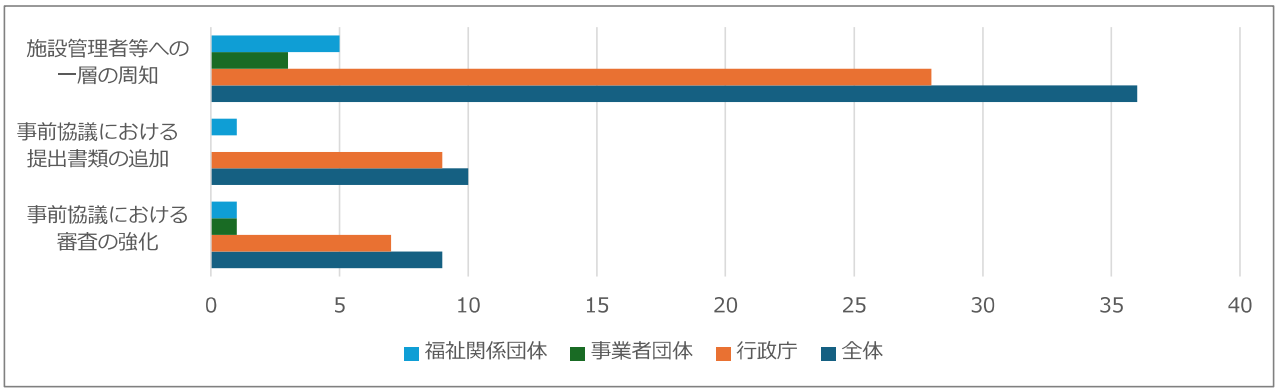

主な意見
- 施設管理者の理解がまず第一に進むべき（福祉団体）
- 既設の施設にも適用され、より実効性が期待される（福祉団体）
- 事前協議段階で人的支援体制や運用方針を十分確認できる仕組みを整えることで、制度の実効性向上につながるものと考える（事業者団体）
- 審査の強化や提出資料の追加は、マイナス効果になることも考えられる（行政庁）

3　課題への対応

今後の方針

人的支援の実行性確保に向けて、アンケートでの意見等を踏まえ、次の取組みを実施する

①　法律及び条例の趣旨等の一層の周知

施設管理者等への周知を含めた、**普及啓発活動の強化**を図る

周知内容
- 県条例施行規則の改正内容を含めた、法律および条令の趣旨
- 当県の現状や、障害の特性などに基づいたバリアフリー化の必要性

周知方法
- 県民全体に向けた県ホームページによる周知
- 事前協議での事業者へのチラシ等の配布
- 若年層や事業者等を対象とした出前講座
- 設計者を対象とした講習会

②　事前協議における提出書類の見直し

- 事業者等への負担増加を考慮して、提出書類を追加するのではなく、**既往の提出書類への記載項目を追加**する
- 従業員等が人的支援を適切に実施できる体制であるかを判断するため、従業員に対する講習の実施状況についての確認項目を、工事完了時に提出を求めている「工事完了届」に追加する

※ 今後の方針について、令和８年度新潟県福祉のまちづくり施策推進会議において、委員の同意済